

保護者の皆様へ

門真市こども部  
保育幼稚園課長

## 6月1日以降の市内保育所等の対応について

平素は、本市の教育・保育行政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

門真市では、先にお伝えしたとおり、緊急事態宣言解除後においても、市内保育所等については、一定期間、感染防止対策の徹底を維持する必要があると考えられることから、5月31日(日)までの間は、引き続き、「原則、臨時休園とし、対象世帯を限定した保育」を継続することとしております。

この度、6月1日(月)以降の公立保育所等の対応を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。また、市内民間保育施設についても、同様の対応を要請しております。

保護者の皆様には大変ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染防止のため、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 6月1日(月)から6月14日(日)までの間の対応について

##### 「家庭での保育協力\*のうで開園します。」

\* 育児休業中の方や、家族や親族の協力により家庭での保育が可能な方については、できる限り通所(園)を控えていただくようお願いいたします。

※ 行事は原則実施しないこととします。

※ この間の利用者負担額(保育料)は、3月分から5月分と同様に減額の対象となります。(詳しくは、本市ホームページをご確認ください。)

#### 2. 6月15日(月)以降の対応について

##### 「通常通り開園します。」

※ 行事は実施しますが、感染拡大防止の観点から、実施方法や実施時期について、変更となる場合があります。(各行事の実施に関しては、施設にお問い合わせください。)

※ 6月15日(月)以降の利用者負担額(保育料)は、減額の対象となりません。(詳しくは、本市ホームページをご確認ください。)

#### 3. 6月分の主食費の取扱いについて

6月1日(月)から6月14日(日)の間に1日も給食の提供を受けなかった場合は、6月分の主食費を半額とします。(詳しくは、本市ホームページをご確認ください。また、市内民間保育施設の給食費等の取扱いについては、各施設へお問合せください。)

#### 4. お子さまの発熱時等に係る対応について

お子さまに発熱や呼吸器症状(咳、息苦しさ等)がある場合は、施設の利用をお断りします。また、過去に発熱等があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向になるまでは、同様に施設の利用をお断りします。

※ お子さまに発熱等がなくても、体調が悪い場合やご家族の方に発熱等の症状がある場合は、施設の利用をお控えいただきますよう、お願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、上記1～4については、必要に応じて変更が生じる場合があります。

#### 【お問い合わせ先】

門真市中町1番1号

門真市こども部保育幼稚園課

電話 06-6902-6757 (直通)